



金 沢 市 公 報

号外第9号

平成26年(2014年)3月25日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
条 例	
金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例 (歩ける環境推進課)	2
金沢市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例 (財 政 課)	4
町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例 (市民協働推進課)	5
金沢市いじめ問題対策連絡協議会条例 (学校指導課)	5
金沢市いじめ防止等対策委員会条例 (")	6
金沢市農業委員会条例の一部を改正する条例 (農業委員会事務局)	7
金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (職 員 課)	8
金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例 (")	8
市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 (")	8
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (")	8
金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 (")	9
金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	14
金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	14
金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例 (市立工業高等学校)	14
公立大学法人金沢美術工芸大学に係る地方独立行政法人法に基づく重要な財産を定める条例の一部を改正する条例 (行政経営課)	15
金沢市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例 (生涯学習課)	16
金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例 (観光交流課)	16

金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例及び金沢市公設花き地方卸売市場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (中央卸売市場)	17
金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (")	18
金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例 (公設花き地方卸売市場)	19
金沢市障害児通園施設条例の一部を改正する条例 (障害福祉課)	19
金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 (")	19
金沢市国民健康保険条例等の一部を改正する条例 (医療保険課)	33
金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例等の一部を改正する条例 (財 政 課)	34
子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 (健康総務課)	47
金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 (環境政策課)	47
金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例 (緑と花の課)	48
金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の一部を改正する条例 (景観政策課)	48
金沢市道路占用料条例の一部を改正する条例 (道路管理課)	57
金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例 (道路建設課)	57
金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (企業総務課)	58
金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 (市立病院事務局)	58
金沢市消防団条例の一部を改正する条例 (消防総務課)	59

条 例

金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第3号

金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用の促進について、基本理念を定め、並びに市、市民、自転車の利用者、学校、保育所、保護者、事業者及び自動車等の運転者の役割を明らかにするとともに、自転車の安全な利用の促進のための基本となる事項を定めることにより、これらの者が一体となって自転車の安全な利用を促進し、もって安全で良好な生活環境の確保に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。
- (3) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。
- (4) 自動車等 道路交通法第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (5) 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全な利用の促進は、自転車に係る事故を防止するとともに、当該事故に係る被害を軽減することを基本として行われなければならない。

- 2 自転車の安全な利用の促進は、自転車が市民の日常生活において高い利便性を有し、かつ、環境への負荷の少ない移動手段であることを認識して行われなければならない。
- 3 自転車の安全な利用の促進は、市、市民、自転車の利用者、学校、保育所、保護者、事業者及び自動車等の運転者の相互の理解と連携のもとに、協働して行われなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自転車の安全な利用の促進を図るために必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、基本理念にのっとり、前項の規定により策定する施策に、市民、自転車の利用者、学校、保育所、保護者、事業者及び自動車等の運転者の意見を十分に反映させるよ

う努めるとともに、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自転車の安全な利用についての理解を深め、家庭、地域、職場、学校等において自転車の安全な利用の呼び掛け等の取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

(自転車の利用者の役割)

第6条 自転車の利用者は、基本理念にのっとり、道路交通法その他の法令を遵守するとともに、歩行者の側方を通過するときは、当該歩行者との間に安全な間隔を保ち、徐行し、又は自転車を押して歩くなど、歩行者の安全の確保を十分に図らなければならない。

2 自転車の利用者は、基本理念にのっとり、反射材の装着等により自転車に係る事故の防止に努めるものとする。

3 自転車の利用者は、基本理念にのっとり、その利用する自転車を定期的に点検し、必要に応じ整備をするとともに、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めるものとする。

(学校及び保育所の役割)

第7条 学校及び保育所は、基本理念にのっとり、その学校に通学し、若しくは通園し、又はその保育所に通所する者に対して、自転車の安全な利用に関する教育及び指導に努めるものとする。

(保護者の役割)

第8条 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する者に対して、自転車の安全な利用に関する教育及び指導に努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する13歳未満の者が自転車を運転するとき、又は6歳未満の者を自転車に乗せるときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員の自転車の安全な利用に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自動車等の運転者の役割)

第10条 自動車等の運転者は、基本理念にのっとり、自転車の側方を通過するときは、当該自転車との間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めるものとする。

(市民、自転車の利用者等の役割)

第11条 市民、自転車の利用者、学校、保育所、保護者、事業者及び自動車等の運転者は、基本理念にのっとり、市が実施する自転車の安全な利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育)

第12条 市は、市民、石川県、交通の安全に資する活動を行う団体等と連携して、自転車の安全な利用に関する教育を実施するものとする。

2 市は、学校及び保育所と連携して、その幼児、児童、生徒及び学生の発達段階に応じた自転車の安全な利用に関する教育を実施するものとする。

3 市は、高齢者の特性に応じた自転車の安全な利用に関する教育を実施するものとする。

4 市は、車道の路面標示等によって自転車の通行空間が整備された地域において、町会その他の地域団体、交通の安全に資する活動を行う団体等と連携して、自転車の通行方法等に関する教育を実施するものとする。

(乗車用ヘルメットの着用推進)

第13条 市は、乗車用ヘルメットの着用の推進を図るため、情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(広報及び啓発等)

第14条 市は、自転車の安全な利用に関し、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

2 市は、市民、石川県、学校、保育所、保護者、事業者、交通の安全に資する活動を行う団体等と一体となって、街頭において自転車の安全な利用に関する指導及び啓発活動を行うものとする。

3 市は、自転車の利用者がその自転車を定期的に点検又は整備をし、及び自転車損害賠償保険等に参加することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(指導)

第15条 市長は、自転車の事故を防止するため、危険な運転をする自転車の利用者に対して、自転車の安全な利用に関する指導を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する指導を行うため、自転車安全利用指導員を置くことができる。

(援助)

第16条 市長は、自転車の安全な利用を促進するため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第4号

金沢市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第152条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づき、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

(令第152条第1項第3号の条例で定める法人)

第2条 令第152条第1項第3号の条例で定める法人は、市又は市及び1若しくは2以上の同項第2号に掲げる法人（同条第2項の規定により同号に掲げる法人とみなされる法人を含む。）が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上2分の1未満

を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

(令第152条第4項第2号の条例で定める法人)

第3条 令第152条第4項第2号の条例で定める法人は、市がその者のためにその資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1に相当する額以上2分の1に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社とする。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第2条及び第3条の規定は、これらの規定に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のこの条例の施行の日前の直前に終了した事業年度（以下「直近の事業年度」という。）以後の事業年度に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定による書類（直近の事業年度に係る書類については、令第173条第1項の書類のうち、決算に関する書類に限る。）の作成及び議会への提出について適用する。

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第5号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和43年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「田上2丁目」の次に「、田上の里1丁目、田上の里2丁目、田上さくら1丁目、田上さくら2丁目、田上さくら3丁目」を、「田上本町」の次に「、田上本町4丁目」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第2条 金沢市消防団条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「田上2丁目 田上本町」を「田上2丁目 田上の里1丁目 田上の里2丁目 田上さくら1丁目 田上さくら2丁目 田上さくら3丁目 田上本町 田上本町4丁目」に改める。

附 則

この条例は、田上の里1丁目、田上の里2丁目、田上さくら1丁目、田上さくら2丁目、田上さくら3丁目又は田上本町4丁目となる区域につき、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

金沢市いじめ問題対策連絡協議会条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第6号

金沢市いじめ問題対策連絡協議会条例

(設置)

第1条 本市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第1項の規定に基づき、金沢市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、金沢市立学校、金沢市教育委員会、金沢市児童相談所、金沢地方法務局、石川県警察その他市長が別に定めるいじめの防止等に関する機関及び団体をもって組織する。

(会議)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 金沢市立小学校の校長を代表する者
- (2) 金沢市立中学校の校長を代表する者
- (3) 金沢市立工業高等学校の校長又はその指名する職員
- (4) 協議会を組織する機関（金沢市立学校を除く。）の長又はその指名する職員
- (5) 協議会を組織する団体の代表者又はその指名する者

2 会議に、議長及び副議長を置く。

3 議長は、会議において定める会議の構成員をもって充て、副議長は、議長が会議に諮って指名する者をもって充てるものとする。

4 議長は、会議を主宰し、協議会を代表する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市いじめ防止等対策委員会条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第7号

金沢市いじめ防止等対策委員会条例

(設置)

第1条 本市は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、金沢市いじめ防止等対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第3条 委員は、いじめの防止、いじめの早期発見又はいじめへの対処に関し識見を有する者のうちから、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委員長）

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市農業委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第8号

金沢市農業委員会条例の一部を改正する条例

金沢市農業委員会条例（昭和35年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1選挙区の項中「田上2丁目 田上本町」を「田上2丁目 田上の里1丁目 田上の里2丁目 田上さくら1丁目 田上さくら2丁目 田上さくら3丁目 田上本町 田上本町4丁目」に改める。

附 則

この条例は、田上の里1丁目、田上の里2丁目、田上さくら1丁目、田上さくら2丁目、田上さくら3丁目又は田上本町4丁目となる区域につき、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から施行する。

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第9号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,793人」を「1,789人」に、「419人」を「415人」に、「382人」を「379人」に、「18人」を「19人」に、「選挙管理委員会の事務部局の職員 6人」を「選挙管理委員会の事務部局の職員 7人」に、「414人」を「418人」に、「3,376人」を「3,371人」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第10号

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第10号中「月額 48,000円」を「日額 28,200円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第11号

市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与の特例に関する条例（平成14年条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「平成26年3月31日まで」を「平成27年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第12号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

第23条の4第1項中「（昭和36年法律第223号）」の次に「若しくは他の法律」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「派遣され」の次に「、又は大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）若しくは他の法律の規定に基づき復興計画の作成等のために本市に派遣され」を加える。

第23条の4の2の次に次の1条を加える。

（新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当）

第23条の4の3 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の規定に基づき新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のために本市に派遣された職員に対して、当該職員が本市の区域に滞在した期間及び施設の利用区分に応じて支給する。

2 第23条の4第2項の規定は、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当について準用する。

第27条第1項中「勤勉手当、寒冷地手当」の次に「、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

別表第4中「、第23条の4の2」を「一第23条の4の3」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第13号

金沢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

金沢市職員退職手当支給条例（昭和28年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「給料日額」を「、退職の日におけるその者の給料の日額」に、「同じ」を「「退職日給料月額」という」に改め、同条第2項中「傷病とする。」の次に「以下この項、」を、「よらず」の次に「、かつ、第7条の3第11項に規定する認定を受けないうで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第5条の4第4項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基

本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 法第28条の2第1項の規定により退職した者（法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (4) 第7条の3第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第3条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第4条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、法第28条の2第1項の規定により退職した者（法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第7条の3第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの
- (7) 25年以上勤続し、第7条の3第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第4条の3の表以外の部分中「第4条第1項」を「第3条第1項第4号及び第4条第1項（第1号及び第5号を除く。）」に改め、「（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）」を削り、「25年以上で」を「20年以上で」に、「10

年」を「15年」に、「同項」を「第3条第1項、第4条第1項」に改め、同条の表読み替える規定の欄中「第4条第1項」を「第3条第1項及び第4条第1項」に改め、同表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第4条の5を次のように改める。

（退職の理由の記録）

第4条の5 任命権者は、第3条第1項第3号及び第4条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、市長の定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第5条の3の表読み替える字句の欄中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第5条の4第4項第1号中「自己都合退職者（第2条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）」を「自己都合等退職者」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第7条の2の次に次の1条を加える。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第7条の3 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 組織の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該組織又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- (1) 前項各号の別
- (2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
- (3) 募集をする人数
- (4) 募集の期間
- (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
- (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
- (7) 第9項の規定による応募（以下この条において「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
- (8) 第12項の規定による通知の予定時期
- (9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数

- (10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
- (11) その他市長が定める事項
- 3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。
- 4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 9 次に掲げる者以外の職員は、市長の定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
- (1) 第1条第2項の規定により職員とみなされる者
- (2) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
- (3) 第2項第2号に規定する退職すべき期日又は同号に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
- (4) 法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項第3号に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
- (1) 応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合

- (2) 応募者が応募をした後法第29条の規定による懲戒処分（第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 12 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、市長の定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 13 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、市長の定めるところにより、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 14 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた応募者（以下この条において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、市長の定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 15 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、市長の定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 16 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
- (1) 第11条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第18条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
- (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第13項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
- (4) 法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
- (5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第14号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第44条の2第1項第2号中「第52条」を「第53条」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第15号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第56号の3の項中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同表第116号の9の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同表第118号の項中「91,000円」を「92,000円」に、「820,000円」を「830,000円」に、「990,000円」を「1,010,000円」に、「1,100,000円」を「1,120,000円」に、「1,400,000円」を「1,420,000円」に、「1,640,000円」を「1,660,000円」に、「3,850,000円」を「3,880,000円」に、「5,090,000円」を「5,100,000円」に、「1,120,000円」を「1,130,000円」に、「1,330,000円」を「1,340,000円」に、「1,480,000円」を「1,500,000円」に、「2,120,000円」を「2,140,000円」に、「4,330,000円」を「4,350,000円」に改め、同表第123号の項中「950,000円」を「990,000円」に、「1,650,000円」を「1,720,000円」に、「3,180,000円」を「3,320,000円」に、「3,890,000円」を「4,060,000円」に、「4,450,000円」を「4,650,000円」に改め、同表第125号の項中「410,000円」を「430,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,160,000円」を「1,210,000円」に、「2,830,000円」を「2,950,000円」に、「3,470,000円」を「3,620,000円」に、「4,000,000円」を「4,170,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第56号の3の項の改正規定は、同年6月12日から施行する。

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

◎金沢市条例第16号

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市立工業高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年条例第297号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 授業料は、生徒1人につき月額9,900円を徴収する。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前日から引き続き高等学校等（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正前の公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等をいう。）に在学する者に係る同日以後の金沢市立工業高等学校に係る授業料の徴収については、なお従前の例による。

公立大学法人金沢美術工芸大学に係る地方独立行政法人法に基づく重要な財産を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第17号

公立大学法人金沢美術工芸大学に係る地方独立行政法人法に基づく重要な財産を定める条例の一部を改正する条例

公立大学法人金沢美術工芸大学に係る地方独立行政法人法に基づく重要な財産を定める条例（平成21年条例第52号）の一部を次のように改正する。

本則を第2条とし、同条に見出しとして「（法第44条第1項に規定する条例で定める重要な財産）」を付し、同条中「地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）」を「法」に改め、同条の前に次の1条を加える。

（法第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産）

第1条 公立大学法人金沢美術工芸大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第6条第4項に規定する条例で定める重要な財産は、法第42条の2第1項又は第2項の認可に係る申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、申請の日におけるその額）が500,000円以上の財産（その性質上同条の規定により処分することが不適当なものを除く。）とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第18号

金沢市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

金沢市社会教育委員設置条例（昭和25年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第19号

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例（平成9年条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第1長町観光駐車場の項及び近江町観光バス駐車場の項を次のように改める。

長町観光駐車場	午前零時から午後12時まで。ただし、入場及び出場の時間は、午前7時30分から午後9時までとする。	バス
	午前7時30分から午後6時まで	普通自動車
近江町観光バス駐車場	午前零時から午後12時まで。ただし、入場及び出場の時間は、午前7時30分から午後9時までとする。	バス

別表第1にし茶屋観光駐車場の項を次のように改める。

にし茶屋観光駐車場	午前零時から午後12時まで。ただし、入場及び出場の時間は、午前7時30分から午後10時までとする。	バス
	午前7時30分から午後10時まで	普通自動車

別表第2中「350円」を「360円」に改める。

別表第3長町観光駐車場の項中「1,900円」を「1,950円」に、「500円」を「510円」に、「2,000円」を「2,050円」に改め、「ただし、午後9時を超え翌日の午前8時30分までの間は、800円とする。」を削り、同表近江町観光バス駐車場の項中「1,900円」を「1,950円」に、「500円」を「510円」に改め、「とする。」の次に「ただし、午後9時を超えて駐車する場合は、午後8時（午後8時を超えて入場し、かつ、引き続き午後9時を超えて駐車するときは、当該入場する時刻）を超え翌日の午前8時までの間は、2,050円とする。」を加え、同表東山観光バス駐車場の項及び東山北観光駐車場の項中「1,900円」を「1,950円」に、「500円」を「510円」に改め、同表にし茶屋観光駐車場の項中「1,900円」を「1,950円」に、「500円とする。」を「510円とする。ただし、午後10時を超えて駐車する場合は、午後8時（午後8時を超えて入場し、かつ、引き続き午後10時を超えて駐車するときは、当該入場する時刻）を超え翌日の午前8時までの間は、2,050円とする。」に改め、同表の備考中「1,900円」を「1,950円」に、「1,500円」を「1,540円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に観光駐車場に自動車を入場させ、同日以後に出場させる者に係る観光駐車場の使用料については、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例及び金沢市公設花き地方卸売市場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第20号

金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例及び金沢市公設花き地方卸売市場事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 金沢市中央卸売市場事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（資本金への組入れ）

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第32条第2項の規定により毎事業年度生じた利益の処分として次に掲げる目的のために積み立てた積立金をそれぞれ当該目的のために使用した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れなければならない。

- (1) 市場事業の建設又は改良に要する資金に充てるために起こした企業債の償還
- (2) 市場事業の建設又は改良
- (3) 市場事業の建設又は改良に要する資金に充てるために一般会計又は他の特別会計から受けた長期の貸付けの償還

第4条中「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

（金沢市公設花き地方卸売市場事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 金沢市公設花き地方卸売市場事業の設置等に関する条例（昭和62年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第32条第3項、」及び「第3条第2項及び」を削り、同条第2項中「資本剰余金の積立て」を「資本金への組入れ」に、「第3条第1項」を「第3条」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第21号

金沢市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

金沢市中央卸売市場業務条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第49条第4項、第54条第3項、第57条第1項及び第62条第1項中「100分の5」を「100分の8」に改める。

別表第3卸売業者市場使用料の項中「735円」を「756円」に改め、同表仲卸業者市場使用料の項中「1,417円50銭」を「1,458円」に改め、同表関連事業者市場使用料の項中「1,575円」を「1,620円」に改め、同表事務所使用料の項中「1,260円」を「1,296円」に改め、同表専用駐車場使用料の項中「252円」を「259円20銭」に改め、同表空地使用料の項中「210円」を「216円」に改め、同表水道施設使用料の項中「420円」を「432円」に、「18円90銭」を「19円44銭」に改め、同表冷蔵庫使用料の項中「2,019,150円」を「2,076,840円」に改め、同表保冷施設使用料の項中「1,753,500円」を「1,803,600円」に、「157,500円」を「162,000円」に改め、同表倉庫使用料の項中「220円50銭」を「226円80銭」に改め、同表クリーンセンター使用料の項中「1,050,000円」を「1,080,000円」に改め、同表青果配送センター使用料の項中「966円」を「993円60銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第11条第1項の規定による農林水産大臣の認可があった日以後において規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の第54条第3項の規定は、平成26年4月1日以後に卸売をする物品について適用し、同日前に卸売をした物品については、なお従前の例による。
- 3 平成26年4月1日前から継続して使用している水道施設の使用料で、同日から同月30日までの間の算定に係るものについては、改正後の別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第22号

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

金沢市公設花き地方卸売市場業務条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第49条第4項、第54条第3項、第57条第1項及び第62条第1項中「100分の5」を「100分の8」に改める。

別表第3卸売業者市場使用料の項中「567円」を「583円20銭」に改め、同表仲卸業者市場使用料の項中「1,575円」を「1,620円」に改め、同表関連事業者市場使用料の項及び事務所使用料の項中「1,680円」を「1,728円」に改め、同表保冷施設使用料の項中「117,285円」を「120,636円」に改め、同表苗物保管施設使用料の項中「220円50銭」を「226円80銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、卸売市場法（昭和46年法律第35号）第64条第1項の規定による石川県知事の承認があった日以後において規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の第54条第3項の規定は、平成26年4月1日以後に卸売をする物品について適用し、同日前に卸売をした物品については、なお従前の例による。

金沢市障害児通園施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第23号

金沢市障害児通園施設条例の一部を改正する条例

金沢市障害児通園施設条例（昭和53年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「又は精神」を「、精神」に改め、「含む。）」の次に「又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」を加える。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第24号

金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第56号)の一部を次のように改正する。

「第7節 共同生活介護

第1款 基本方針(第125条)

目次中 第2款 人員に関する基準(第126条・第127条) を「第7節 削除」に、

第3款 設備に関する基準(第128条)

第4款 運営に関する基準(第129条—第142条)」

「第13節 共同生活援助

第1款 基本方針(第196

第2款 人員に関する基

第3款 設備に関する基

第4款 運営に関する基

第5款 外部サービス利

第1目 この款の趣旨

第2目 人員に関する

第3目 設備に関する

第4目 運営に関する

「第13節 共同生活援助

第1款 基本方針(第196条)

第2款 人員に関する基準(第197条・第198条) を

第3款 設備に関する基準(第199条)

第4款 運営に関する基準(第200条—第202条)」

条)

準(第197条・第198条)

準(第199条)

準(第199条の2—第202条)

用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 に、

及び基本方針(第202条の2・第202条の3)

基準(第202条の4・第202条の5)

基準(第202条の6)

基準(第202条の7—第202条の12) 」

「第15節 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例(第205条・第206条)」を

「第15節 削除」に改める。

第2条第3号中「第5条第22項」を「第5条第21項」に改める。

第6条第2項中「肢体不自由者」の次に「又は重度の知的障害若しくは精神障害によ

り行動上著しい困難を有する障害者」を加え、「常時介護を要する障害者」を「常時介護を要するもの」に改める。

第7条第1項中「者（以下この節）の次に「、第202条の2及び第202条の10第2項」を加える。

第81条第1項第2号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第101条第1項第2号中「第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業者、」を削り、「又は第197条第1項」を「、第197条第1項」に改め、「指定共同生活援助事業者」の次に「又は第202条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」を加え、「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「第125条に規定する指定共同生活介護、」を削り、「又は第196条に規定する指定共同生活援助」を「、第196条に規定する指定共同生活援助又は第202条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」に、「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、）」を「指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る）」に、「又は指定共同生活援助事業所」を「、指定共同生活援助事業所」に改め、「同じ。）」の次に「又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（第202条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この節において同じ。）」を加え、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第2項第2号中「指定共同生活介護事業者等」を「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」に改め、同号ア中「指定共同生活介護等」を「指定自立訓練（生活訓練）等」に、「当該指定共同生活介護事業所等」を「当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等」に改め、同条第3項第1号中「、第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「、第202条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、同号ア中「、第125条に規定する指定共同生活介護」を削り、「指定共同生活援助」の次に「、第202条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助」を加える。

第102条中「第8条」を「第53条」に改める。

第110条第2号中「第126条第1項に規定する指定共同生活介護事業所又は」を削り、「指定共同生活援助事業所」の次に「又は第202条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」を加え、「共同生活住居（法第34条第1項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）」を「共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）」に改める。

第115条第1項中「及び第197条第1項に規定する指定共同生活援助事業者」を削る。

第120条第3項中「共同生活介護」を「共同生活援助」に改める。

第3章第7節を次のように改める。

第7節 削除

第125条から第142条まで 削除

第158条の次に次の1条を加える。

(利用者負担額に係る管理)

第158条の2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。)が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

第160条中「第22条、第24条」を「第22条」に、「まで、第132条第1項」を「まで」に改め、「、第24条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条において準用する基準省令第22条の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。)の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と及び「、第132条第1項中「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。)が」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第171条において準用する基準省令第22条の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。)が」とを削る。

第173条中「第22条、第24条」を「第22条」に、「まで、第132条」を「まで」に、「及び第148条」を「、第148条及び第158条の2」に改め、「、第24条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(基準省令第184条において準用する基準省令第144条の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。)の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」とを削り、「、第132条第1項中「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。)」を「、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。)」に、「第144条の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。)が」を「第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。)が」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。)の」とあるのは「支給決定障害者(基準省令第184条において準用する基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が

定める者を除く。)の」に改める。

第196条中「相談」の次に「、入浴、排せつ又は食事の介護」を加える。

第197条第1項第1号中「10」を「6」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下この号において「区分省令」という。)第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

第198条を次のように改める。

(管理者)

第198条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の管理者は、金沢市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員であってはならない。

第199条を次のように改める。

(設備)

第199条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(以下「入所施設」という。)又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居(サテライト型住居(当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの(以下「本体住居」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。))を除く。以下この項及び第4項から第6項までにおいて同じ。)を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人

(市長が特に必要があると認めるときは30人)以下とすることができる。

- 5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)とすることができる。
- 6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。
 - (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- 9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。
 - (1) 入居定員を1人とする。
 - (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
 - (3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第3章第13節第4款中第200条の前に次の5条を加える。

(入退居)

第199条の2 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第199条の3 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第199条の4 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した

際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者を支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（指定共同生活援助の取扱方針）

第199条の5 指定共同生活援助事業者は、第202条において読み替えて準用する第61条に規定する共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス管理責任者の責務）

第199条の6 サービス管理責任者は、第202条において準用する第61条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

第200条の見出しを「（介護及び家事等）」に改め、同条第2項中「による」の次に「介護又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

第200条の次に次の2条を加える。

（社会生活上の便宜の供与等）

第200条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）

第200条の3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 入居に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

第201条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

第201条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

第201条の次に次の3条を加える。

(支援体制の確保)

第201条の2 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第201条の3 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第201条の4 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

第202条中「、第129条から第134条まで、第136条、第137条及び第139条から第141条まで」を「及び第158条の2」に、「第202条において準用する第137条」を「第200条の3」に、「第202条において準用する第131条第1項」を「第199条の4第1項」に、「第202条において準用する第131条第2項」を「第199条の4第2項」に、「第202条において準用する第141条第1項」を「第201条の4第1項」に、「、第131条第3項第2号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第133条第1項及び第134条第1項中「第142条」とあるのは「第202条」と、第134条第1項第3号及び第136条第1項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練(生活訓練)事業所」を「、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)」に改める。

第3章第13節第4款の次に次の1款を加える。

第5款 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1目 この款の趣旨及び基本方針

(この款の趣旨)

第202条の2 第1款から前款までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同

生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第202条の12において読み替えて準用する第61条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第202条の4第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この款に定めるところによる。

（基本方針）

第202条の3 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2目 人員に関する基準

（従業者の員数）

第202条の4 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第202条の5 第198条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3目 設備に関する基準

（準用）

第202条の6 第199条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4目 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第202条の7 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第202条の9に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第202条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第202条の9 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第202条の10 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第202条の11 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。
- 3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業者によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第202条の12 第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第199条の2から第199条の6まで、第200条、第200条の2及び第201条の2から第201条の4までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第202条の12において準用する第199条の4第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第202条の12において準用する第199条の4第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第202条の12において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第202条の12において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第202条の12におい

て準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第202条の12において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第202条の12」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第202条の12において準用する第201条の4第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第200条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第3章第15節を次のように改める。

第15節 削除

第205条及び第206条 削除

附則第2条第1項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

附則第3条中「指定共同生活援助の事業等」を「指定共同生活援助の事業」に、「第128条第1項（第199条）」を「第199条第1項（第202条の6）」に、「指定共同生活介護の事業等」を「指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活援助の事業等」という。）」に改める。

附則第4条中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第128条第6項及び第7項（これらの規定を第199条）」を「第199条第7項及び第8項（これらの規定を第202条の6）」に改める。

附則第5条第1項中「第135条第3項」を「第200条第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改め、同条第2項中「第135条第3項」を「第200条第3項」に、「指定共同生活介護事業所」を「指定共同生活援助事業所」に、「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第4号」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第5号」に、「同条第5号」を「同条第6号」に、「同条第6号」を「同条第7号」に改め、同条第3項中「第126条第1項第2号イからエまで」を「第197条第1項第2号イからエまで」に改める。

附則第6条中「指定共同生活介護」を「指定共同生活援助」に、「第128条（第199条）」を「第199条（第202条の6）」に、「第128条第6項」を「第199条第7項」に改める。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指

定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号ア(イ) a (a)中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項第3号ア中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に、「障害程度区分の」を「障害支援区分の」に改める。

第59条第8項に次のただし書を加える。

ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第89条第3項中「第52条第1項第2号イ及びエ、第7項並びに」を「第52条第1項第2号エ及び」に改める。

附則第2条第1項第1号中「平均障害程度区分」を「平均障害支援区分」に改める。

（金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第61号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号ア(イ) a (a)中「の平均障害程度区分」を「の平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）第11条第1項第2号イ(2)(一)の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）」に、「平均障害程度区分が」を「平均障害支援区分が」に改める。

（金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第51条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

（金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第63号）の一部を次のように改正する。

第48条第1項中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧指定障害福祉サービス基準条例」という。）第125条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス基準条例第205条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第1条の規定による改正後の金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第196条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

2 この条例の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準条例第196条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（次条において「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新指定障害福祉サービス基準条例第202条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（附則第4条において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。

第3条 この条例の施行の際現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新指定障害福祉サービス基準条例第202条の4の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。

第4条 附則第2条第2項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、新指定障害福祉サービス基準条例第202条の10第4項の規定を適用する場合においては、この条例の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

金沢市国民健康保険条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第25号

金沢市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(金沢市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第26条の6の10中「140,000円」を「160,000円」に改める。

第26条の12中「120,000円」を「140,000円」に改める。

第31条第1項第2号中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同項第3号中「350,000円」を「450,000円」に改め、同条第5項中「140,000円」を「160,000円」に改め、同条第6項中「120,000円」を「140,000円」に改める。

(金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成25年条例第16号）の一部を

次のように改正する。

附則第4条中「同条第1項中「平成25年度」とあるのは「平成26年度」と」の次に「、「金沢市国民健康保険条例等の一部を改正する条例（平成25年条例第21号）」とあるのは「金沢市国民健康保険条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第25号）」と」を、「同条第9項中」の次に「「及び附則第6条」とあるのは「、第26条の6の10、第26条の12、第31条第1項第2号及び第3号、第5項並びに第6項並びに附則第6条」と、「旧条例附則第6条」とあるのは「旧条例第26条の6の10中「140,000円」とあるのは「160,000円」と、旧条例第26条の12中「120,000円」とあるのは「140,000円」と、旧条例第31条第1項第2号中「被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。））」とあるのは「被保険者の数と特定同一世帯所属者」と、同項第3号中「350,000円」とあるのは「450,000円」と、同条第5項中「140,000円」とあるのは「160,000円」と、同条第6項中「120,000円」とあるのは「140,000円」と、旧条例附則第6条」と、」を加える。

附則第5条中「限る。））」と」の次に「、「金沢市国民健康保険条例等の一部を改正する条例（平成25年条例第21号）」とあるのは「金沢市国民健康保険条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第25号）」と」を、「同条第9項中」の次に「「及び附則第6条」とあるのは「、第26条の6の10、第26条の12、第31条第1項第2号及び第3号、第5項並びに第6項並びに附則第6条」と、「旧条例附則第6条」とあるのは「旧条例第26条の6の10中「140,000円」とあるのは「160,000円」と、旧条例第26条の12中「120,000円」とあるのは「140,000円」と、旧条例第31条第1項第2号中「被保険者（当該世帯主を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該世帯主を除く。））」とあるのは「被保険者の数と特定同一世帯所属者」と、同項第3号中「350,000円」とあるのは「450,000円」と、同条第5項中「140,000円」とあるのは「160,000円」と、同条第6項中「120,000円」とあるのは「140,000円」と、旧条例附則第6条」と、」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市国民健康保険条例の規定は、平成26年度分からの保険料について適用し、平成25年度分までの保険料については、なお従前の例による。

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第26号

金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例等の一部を改正する条例

（金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例の一部改正）

第1条 金沢市保健所及び福祉健康センター使用料等徴収条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「940円」を「970円」に改め、同項第2号中「12,230円」を

「12,570円」に改める。

(金沢市体育施設条例の一部改正)

第2条 金沢市体育施設条例(昭和34年条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「2,625円」を「2,700円」に、「1,575円」を「1,620円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「525円」を「540円」に、「1,260円」を「1,280円」に、「630円」を「640円」に、「600円」を「610円」に改め、同表第6項第1号中「2,310円」を「2,370円」に改め、同項第2号中「1,155円」を「1,180円」に改め、同項第3号中「735円」を「750円」に改め、同表第7項第1号中「6,825円」を「7,020円」に改める。

別表第2の2第1項の表中「2,625円」を「2,700円」に、「1,890円」を「1,940円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「945円」を「970円」に、「525円」を「540円」に、「1,680円」を「1,720円」に、「1,365円」を「1,400円」に、「630円」を「640円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「350円」を「360円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「787円」を「810円」に、「400円」を「410円」に、「600円」を「610円」に、「1,575円」を「1,620円」に、「840円」を「860円」に、「367円」を「370円」に、「735円」を「750円」に、「472円」を「480円」に改める。

別表第2の3中「3,000円」を「3,080円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「2,250円」を「2,310円」に改める。

別表第3中「630円」を「640円」に、「10,500円」を「10,800円」に、「105,000円」を「108,000円」に、「800円」を「820円」に、「1,500円」を「1,540円」に改める。

別表第4中「350円券」を「360円券」に、「3,500円」を「3,600円」に、「400円券」を「410円券」に、「4,000円」を「4,100円」に改める。

(金沢市中央公民館使用料条例の一部改正)

第3条 金沢市中央公民館使用料条例(昭和38年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表を次のように改める。

区分	使用時間区分	午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後5時まで)	夜 間 (午後6時から午後9時まで)	全 日 (午前9時から午後9時まで)
第1学習室		1,180円	1,720円	2,160円	4,320円
第2学習室		1,180円	1,720円	2,160円	4,320円
第3学習室		1,180円	1,720円	2,160円	4,320円
第4学習室		1,180円	1,720円	2,160円	4,320円
第5学習室		1,180円	1,720円	2,160円	4,320円
和室		1,290円	1,940円	2,370円	4,860円
第1会議室		640円	860円	1,080円	2,160円
第2会議室		640円	860円	1,080円	2,160円

第1集会室		2,050円	3,020円	3,880円	7,560円
第2集会室		2,050円	3,020円	3,880円	7,560円
料理実習室		2,050円	2,700円	3,240円	6,800円
視聴覚室		2,260円	3,130円	3,780円	7,880円
音楽室		2,050円	2,700円	3,240円	6,800円
美術工作室		1,080円	1,400円	1,720円	3,560円
プレイルーム		1,080円	1,510円	1,940円	3,780円
松 声 庵	全室を使用する場合	2,700円	3,240円		
	区分して使 用する場合	茶室	1,080円	1,290円	
		第1和室	1,080円	1,290円	
		第2和室	540円	640円	
	第3和室	540円	640円		

別表第1項第2号の表を次のように改める。

区分		使用時間区分		午 前	午 後	夜 間	全 日
				(午前9時 から正午ま で)	(午後1時 から午後5 時まで)	(午後6時 から午後9 時まで)	(午前9時 から午後9 時まで)
和 室	全室を使用する場合			1,520円	1,920円	1,520円	4,960円
	区分して使 用する場合	兼六		760円	960円	760円	2,480円
		卯辰		760円	960円	760円	2,480円
視聴覚室				2,800円	3,790円	2,800円	9,390円
料理実習室				1,940円	2,600円	1,940円	6,480円
第1 会 議 室	全室を使用する場合			1,940円	2,600円	1,940円	6,480円
	区分して使 用する場合	A区画		970円	1,300円	970円	3,240円
		B区画		970円	1,300円	970円	3,240円
第2 会 議 室	全室を使用する場合			1,940円	2,600円	1,940円	6,480円
	区分して使 用する場合	A区画		970円	1,300円	970円	3,240円
		B区画		970円	1,300円	970円	3,240円
第3会議室				1,180円	1,630円	1,180円	3,990円
第1 研 修 室	全室を使用する場合			1,940円	2,600円	1,940円	6,480円
	区分して使 用する場合	A区画		970円	1,300円	970円	3,240円
		B区画		970円	1,300円	970円	3,240円
第2 研 修 室	全室を使用する場合			1,940円	2,600円	1,940円	6,480円
	区分して使 用する場合	A区画		970円	1,300円	970円	3,240円
		B区画		970円	1,300円	970円	3,240円
第3 研 修 室	全室を使用する場合			1,940円	2,600円	1,940円	6,480円
	区分して使 用する場合	A区画		970円	1,300円	970円	3,240円
		B区画		970円	1,300円	970円	3,240円

大 研 修 室	全室を使用する場合		9,830円	13,280円	9,830円	32,940円
	区分して使 用する場合	A区画	2,700円	3,670円	2,700円	9,070円
		B区画	2,700円	3,670円	2,700円	9,070円
		C区画	2,700円	3,670円	2,700円	9,070円
	D区画	1,730円	2,270円	1,730円	5,730円	
軽運動室			2,480円	3,240円	2,480円	8,200円

(金沢市公園条例の一部改正)

第4条 金沢市公園条例(昭和39年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第1項中「1.05」を「1.08」に改める。

別表第2第1項の表中「840円」を「860円」に、「1,365円」を「1,400円」に、「735円」を「750円」に、「2,520円」を「2,590円」に、「6,825円」を「7,020円」に、「40,950円」を「42,120円」に、「787円」を「810円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「1,890円」を「1,940円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「9,450円」を「9,720円」に、「18,900円」を「19,440円」に改め、同表第4項の表中「12,600円」を「12,960円」に、「8,400円」を「8,640円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「18,900円」を「19,440円」に、「6,300円」を「6,480円」に、「63,000円」を「64,800円」に改める。

別表第3第1項の表中「630円」を「640円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「350円」を「360円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「2,100円」を「2,160円」に、「525円」を「540円」に改め、同表第6項中「3,150円」を「3,240円」に改める。

別表第4第1項の表中「1,050円」を「1,080円」に、「1,260円」を「1,290円」に、「2,310円」を「2,370円」に改める。

(金沢市駅前広場条例の一部改正)

第5条 金沢市駅前広場条例(昭和40年条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,300円」を「1,330円」に、「850円」を「870円」に、「1,200円」を「1,230円」に改め、同表の備考中「計算した」の次に「バス発着場、タクシー駐車場、」を加える。

(食肉流通センター条例の一部改正)

第6条 食肉流通センター条例(昭和53年条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,507円」を「3,607円」に、「903円」を「928円」に、「535円」を「550円」に、「5,617円」を「5,778円」に、「1,050円」を「1,080円」に、「829円」を「853円」に、「8,631円」を「8,877円」に、「1,333円」を「1,371円」に、「976円」を「1,004円」に、「778円」を「800円」に、「200円」を「206円」に、「1,032円」を「1,061円」に、「716円」を「736円」に改める。

(金沢市自動車駐車場条例の一部改正)

第7条 金沢市自動車駐車場条例(平成2年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「20,000円」を「20,570円」に改め、同表第2項の表中「20,000円」を「20,570円」に、「15,000円」を「15,420円」に、「13,000円」を「13,370円」に改める。

(金沢市斎場条例の一部改正)

第8条 金沢市斎場条例（平成4年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表待合室の項中「5,000円」を「5,140円」に改め、同表霊安室の項中「1,000円」を「1,020円」に改め、同表の備考に次の1項を加える。

3 この表に定める金額（待合室及び霊安室に係る使用料の金額に限る。）は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づく消費税の額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく地方消費税の額を含んだ金額である。

（金沢市額谷ふれあい体育館条例の一部改正）

第9条 金沢市額谷ふれあい体育館条例（平成6年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「630円」を「640円」に、「315円」を「320円」に、「525円」を「540円」に改める。

（金沢市キゴ山天体観察センター条例の一部改正）

第10条 金沢市キゴ山天体観察センター条例（平成10年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「510円」に、「400円」を「410円」に改める。

（金沢市異業種研修会館条例の一部改正）

第11条 金沢市異業種研修会館条例（平成11年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表その1第1項の表を次のように改める。

使用時間区分 区 分	午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後5時まで)	夜 間 (午後6時から午後9時まで)	全 日 (午前9時から午後9時まで)
第1研修室	3,240円	4,320円	3,240円	10,800円
第2研修室	3,020円	4,000円	3,020円	10,040円
第3研修室	3,020円	4,000円	3,020円	10,040円
第4研修室	3,020円	4,000円	3,020円	10,040円
第5研修室	2,050円	2,700円	2,050円	6,800円
会議室	1,830円	2,380円	1,830円	6,040円
相談室	1,180円	1,520円	1,180円	3,880円
展示ホール	5,180円	6,920円	5,180円	17,280円

（金沢市スポーツ広場条例の一部改正）

第12条 金沢市スポーツ広場条例（平成11年条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項の表中「840円」を「860円」に、「420円」を「430円」に、「2,625円」を「2,700円」に、「525円」を「540円」に改める。

別表第3中「5,250円」を「5,400円」に改める。

（金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部改正）

第13条 金沢市文化施設及び歴史的観光施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成13年条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表中「500円」を「510円」に、「800円」を「820円」に、「2,000円」を「2,050円」に改める。

(前田土佐守家資料館条例の一部改正)

第14条 前田土佐守家資料館条例(平成13年条例第70号)の一部を次のように改正する。

別表中「350円」を「360円」に改める。

(金沢湯涌創作の森条例の一部改正)

第15条 金沢湯涌創作の森条例(平成15年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「350円」を「360円」に改め、同項第2号の表中「350円」を「360円」に、「1,000円」を「1,020円」に改める。

(金沢市教育プラザ条例の一部改正)

第16条 金沢市教育プラザ条例(平成15年条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「630円」を「640円」に改める。

(金沢21世紀美術館条例の一部改正)

第17条 金沢21世紀美術館条例(平成16年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「4,000円」を「4,110円」に改める。

別表第2中「350円」を「360円」に、「500円」を「510円」に、「450円」を「460円」に改める。

別表第3その1第1項の表中「30,000円」を「30,840円」に、「10,000円」を「10,280円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「6,000円」を「6,170円」に、「8,000円」を「8,220円」に、「12,000円」を「12,340円」に、「2,400円」を「2,460円」に、「7,200円」を「7,400円」に、「14,400円」を「14,810円」に、「2,700円」を「2,770円」に、「16,200円」を「16,660円」に、「8,800円」を「9,050円」に改め、同その1第4項中「15,000円」を「15,420円」に改め、同表その2第1項の表を次のように改める。

使用時間区分 区 分	午 前 (午前9時 から正午ま で)	午 後 (午後1時 から午後5 時まで)	夜 間 (午後6時 から午後10 時まで)	全 日 (午前9時 から午後10 時まで)
シアター21	5,140円	9,870円	11,410円	24,680円
シアター準備室	1,440円	2,670円	3,080円	6,680円
出演者控室1	300円	610円	720円	1,540円
出演者控室2	300円	610円	720円	1,540円
楽屋1	1,020円	1,850円	2,160円	4,730円
楽屋2	1,020円	1,850円	2,160円	4,730円
会議室1	2,460円	4,730円	5,550円	11,930円
会議室2	720円	1,440円	1,640円	3,490円
会議室3	720円	1,440円	1,640円	3,490円

茶室	松涛庵	全室を使用する場合	3,490円	6,780円	7,810円	16,860円
		立礼茶室を除き使用する場合	2,770円	5,340円	6,170円	13,370円
	山宇亭	2,770円	5,340円	6,170円	13,370円	
広場						1平方メートル当たり 50円

別表第3その2第5項中「15,000円」を「15,420円」に改める。

(ITビジネスプラザ武蔵条例の一部改正)

第18条 ITビジネスプラザ武蔵条例(平成16年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中「19,270円」を「19,860円」に、「21,680円」を「22,340円」に、「24,090円」を「24,830円」に、「60,490円」を「62,360円」に、「43,620円」を「44,970円」に、「46,300円」を「47,730円」に、「67,720円」を「69,810円」に改める。

別表第2その1第1項の表を次のように改める。

使用時間区分 区分	午前 (午前10時から正午まで)	午後 (午後1時から午後5時まで)	夜間 (午後6時から午後10時まで)	全日 (午前10時から午後10時まで)
マルチメディアスタジオ	2,470円	4,920円	4,920円	12,310円
編集室	370円	720円	720円	1,810円
情報化研修室	1,420円	2,850円	2,850円	7,120円
研修室1	2,720円	5,430円	5,430円	13,580円
研修室2	1,720円	3,440円	3,440円	8,600円
研修室3	1,570円	3,160円	3,160円	7,890円
会議室1	720円	1,450円	1,450円	3,620円
会議室2	720円	1,450円	1,450円	3,620円
交流室1	4,750円	9,480円	9,480円	23,710円
交流室2	3,490円	7,000円	7,000円	17,490円
控室1	340円	670円	670円	1,680円
控室2	410円	830円	830円	2,070円

(金沢文芸館条例の一部改正)

第19条 金沢文芸館条例(平成17年条例第56号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,020円」に改める。

別表第2中「1,000円」を「1,020円」に改める。

(金沢能楽美術館条例の一部改正)

第20条 金沢能楽美術館条例（平成18年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「450円」を「460円」に、「500円」を「510円」に改める。

別表第2中「4,000円」を「4,110円」に、「7,000円」を「7,200円」に、「8,000円」を「8,220円」に、「15,000円」を「15,420円」に改める。

（金沢市近江町交流プラザ条例の一部改正）

第21条 金沢市近江町交流プラザ条例（平成20年条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「1,560円」を「1,600円」に、「2,080円」を「2,140円」に、「5,200円」を「5,340円」に、「1,320円」を「1,360円」に、「1,750円」を「1,790円」に、「4,390円」を「4,510円」に、「650円」を「670円」に、「880円」を「900円」に、「2,180円」を「2,240円」に、「2,800円」を「2,880円」に、「3,740円」を「3,840円」に、「9,340円」を「9,600円」に、「3,000円」を「3,080円」に、「4,000円」を「4,120円」に、「10,000円」を「10,280円」に、「1,180円」を「1,210円」に、「1,580円」を「1,630円」に、「3,940円」を「4,050円」に改め、同表第2項の表中「3,700円」を「3,800円」に、「11,100円」を「11,400円」に改める。

（金沢市ものづくり会館条例の一部改正）

第22条 金沢市ものづくり会館条例（平成21年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表その1第1項の表を次のように改める。

利用時間区分 区 分	午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後5時まで)	夜 間 (午後6時から午後9時まで)	全 日 (午前9時から午後9時まで)
第1研修室	2,430円	3,260円	2,430円	8,120円
第2研修室	2,430円	3,260円	2,430円	8,120円
第3研修室	2,430円	3,260円	2,430円	8,120円
第1会議室	950円	1,280円	950円	3,180円
第2会議室	950円	1,280円	950円	3,180円
多目的室	2,000円	2,680円	2,000円	6,680円
調理実習室	920円	1,240円	920円	3,080円
談話室	1,110円	1,480円	1,110円	3,700円
多目的ホール	7,930円	10,570円	7,930円	26,430円

（金沢市芸術文化ホール条例の一部改正）

第23条 金沢市芸術文化ホール条例（平成22年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1その1第1項の表を次のように改める。

区分		使用時間区分		午 前	午 後	夜 間	全 日
				(午前9時から正午まで)	(午後1時から午後5時まで)	(午後6時から午後10時まで)	(午前9時から午後10時まで)
ホ ー ル	平日			24,840円	47,520円	62,640円	118,800円
	日曜日、土曜日及び休日			33,480円	61,560円	77,760円	154,440円
楽 屋	第1楽屋			648円	1,296円	1,404円	3,024円
	第2楽屋			648円	1,296円	1,404円	3,024円
	第3楽屋			432円	972円	1,080円	2,268円
	第4楽屋			864円	1,728円	2,052円	4,212円
	楽屋A			864円	1,836円	2,052円	4,320円
	楽屋B			972円	1,944円	2,160円	4,536円
	楽屋C			648円	1,296円	1,404円	3,024円
	楽屋D			648円	1,296円	1,404円	3,024円
大 集 会 室	全室を使用する場合			18,360円	30,240円	33,480円	69,120円
	区分して使用する場合	第1区画		11,340円	18,360円	20,520円	43,200円
		第2区画		5,184円	8,424円	9,396円	19,440円
会 議 室	第1会議室			1,728円	2,700円	3,024円	6,372円
	第2会議室			1,620円	2,592円	3,024円	6,156円
	第3会議室			2,484円	3,888円	4,320円	9,072円
	第4会議室			2,700円	4,212円	4,752円	9,936円
	第5会議室			2,700円	4,212円	4,752円	9,828円
	第6会議室			2,592円	3,996円	4,536円	9,396円
	第7会議室			2,700円	4,212円	4,860円	10,044円
	第8会議室			1,296円	1,944円	2,268円	4,644円
	第9会議室			6,156円	9,720円	10,908円	22,788円
	第10会議室			3,780円	5,940円	6,696円	14,040円
談話室			3,888円	5,940円	6,696円	14,040円	
練習室			1,080円	2,160円	2,484円	5,076円	
大練習室			3,780円	7,668円	8,748円	17,928円	

屋 外 広 場	面積単位で使用する場 合	午前8時から午後10時まで 1区画につき1,080円 午後10時から翌日の午前8時まで 1区画につき 1,080円
	車単位で使用する場 合	1台当たり初めの1時間を250円とし、以後30分につ き150円とする。ただし、午後10時から翌日の午 前8時までの間の使用料の額が、1,000円を超える ときは、その間の使用料の額については、1,000円 とする。

別表第1その1第5項中「21,000円」を「21,600円」に改め、同その1第6項中「6,825円」を「7,020円」に改める。

別表第2その1第1項の表を次のように改める。

区 分		使用時間区分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午 前 (午前9時 から正午ま で)	午 後 (午後1時 から午後5 時まで)	夜 間 (午後6時 から午後10 時まで)	全 日 (午前9時 から午後10 時まで)		
ホ ー ル	平日	16,956円	32,400円	36,720円	77,760円		
	日曜日、土曜日及び休 日	21,168円	40,608円	45,900円	97,200円		
楽 屋	第1楽屋	864円	1,728円	1,944円	4,212円		
	第2楽屋	864円	1,836円	2,052円	4,428円		
	第3楽屋	1,188円	2,376円	2,700円	5,832円		
	第4楽屋	756円	1,512円	1,728円	3,780円		
	第5楽屋	756円	1,620円	1,836円	3,888円		
	第6楽屋	756円	1,620円	1,836円	3,888円		
	第7楽屋	864円	1,728円	1,944円	4,212円		
練 習 室	第1練習室	2,592円	4,968円	5,616円	11,880円		
	第2練習室	1,188円	2,376円	2,700円	5,832円		
	第3練習室	1,080円	2,268円	2,592円	5,400円		
	第4練習室	1,296円	2,484円	2,808円	6,156円		
会 議 室	第1会議室	2,808円	4,320円	4,860円	10,368円		
	第2会議室	3,348円	5,184円	5,832円	12,528円		
	第3会議室	2,808円	4,320円	4,860円	10,368円		
	第4会議室	5,616円	8,640円	9,720円	20,736円		
	第5会議室	4,104円	6,264円	7,128円	15,120円		

第6会議室	4,104円	6,264円	7,128円	15,120円
談話室	2,052円	3,240円	3,672円	7,776円
大集会室	1時間につき 10,800円			
パントリー	1時間につき 2,160円			
大会議室（控室を含む。）	16,308円	25,056円	28,296円	59,940円
大会議室の控室のみを使用する場合	2,160円	3,348円	3,780円	8,100円
茶室	2,690円	3,580円	4,480円	9,250円
展示ギャラリー	1日につき 21,168円			

別表第2その1第5項中「15,750円」を「16,200円」に改め、同その1第7項中「6,825円」を「7,020円」に改める。

別表第3その1第1項の表を次のように改める。

使用時間区分		午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後5時まで)	夜 間 (午後6時から午後10時まで)	全 日 (午前9時から午後10時まで)
ホ ー ル	平日	14,796円	28,404円	32,184円	68,040円
	日曜日、土曜日及び休日	19,332円	37,044円	41,904円	88,560円
楽 屋	第1楽屋	756円	1,512円	1,728円	3,564円
	第2楽屋	756円	1,512円	1,728円	3,564円

(金沢湯涌江戸村条例の一部改正)

第24条 金沢湯涌江戸村条例（平成22年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条、第10条関係）

使用時間区分	午 前 (午前9時から正午まで)	午 後 (午後1時から午後5時30分まで)	全 日 (午前9時から午後5時30分まで)
旧平家住宅	560円	1,080円	1,640円
旧高田家住宅	460円	980円	1,440円
旧野本家住宅	920円	1,750円	2,670円
旧松下家住宅	720円	1,440円	2,160円
旧永井家住宅	820円	1,540円	2,360円

旧鯖波本陣石倉家住宅	1,180円	2,310円	3,490円
旧山川家住宅	1,180円	2,310円	3,490円
旧園田家住宅	720円	1,440円	2,160円
摘要 この表の額は、消費税法の規定に基づく消費税の額及び地方税法の規定に基づく地方消費税の額を含んだ額である。			

(金沢学生のまち市民交流館条例の一部改正)

第25条 金沢学生のまち市民交流館条例（平成24年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,000円」を「2,060円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「10,000円」を「10,280円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の金沢市体育施設条例別表第2から別表第3までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発する納入通知書に係る使用料（納入通知書を発しない使用料にあつては、施行日以後の納期に係る使用料）について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料（納入通知書を発しない使用料にあつては、施行日前の納期に係る使用料）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に発行された第2条の規定による改正前の金沢市体育施設条例別表第4の規定による金沢市体育施設使用回数券は、施行日以後も、なおその効力を有する。
- 4 第3条の規定による改正後の金沢市中央公民館使用料条例別表の規定は、施行日以後の納期に係る使用料について適用し、施行日前の納期に係る使用料については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の金沢市公園条例別表第1から別表第4までの規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料（納入通知書を発しない使用料にあつては、施行日以後の納期に係る使用料）について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料（納入通知書を発しない使用料にあつては、施行日前の納期に係る使用料）については、なお従前の例による。
- 6 施行日前に団体バス乗降場に自動車を入場させ、施行日以後に出場させる者に係る団体バス乗降場の使用料については、第5条の規定による改正後の金沢市駅前広場条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 第7条の規定による改正後の金沢市自動車駐車場条例別表第2の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料（納入通知書を発しない使用料にあつては、施行日以後の納期に係る使用料）について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料（納入通知書を発しない使用料にあつては、施行日前の納期に係る使用料）については、なお従前の例による。
- 8 第9条の規定による改正後の金沢市額谷ふれあい体育館条例別表の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料（納入通知書を発しない使用料にあつては、施行日以後の納期に係る使用料）について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料（納入通知書を発しない使用料にあつては、施行日前の納期に係る使用料）については、

なお従前の例による。

- 9 第10条の規定による改正後の金沢市キゴ山天体観察センター条例別表の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る観覧料（納入通知書を発しない観覧料にあつては、施行日以後の納期に係る観覧料）について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る観覧料（納入通知書を発しない観覧料にあつては、施行日前の納期に係る観覧料）については、なお従前の例による。
- 10 第12条の規定による改正後の金沢市スポーツ広場条例別表第2及び別表第3の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料（納入通知書を発しない使用料にあつては、施行日以後の納期に係る使用料）について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料（納入通知書を発しない使用料にあつては、施行日前の納期に係る使用料）については、なお従前の例による。
- 11 第15条の規定による改正後の金沢湯涌創作の森条例別表の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。
- 12 第16条の規定による改正後の金沢市教育プラザ条例別表の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。
- 13 第17条の規定による改正後の金沢21世紀美術館条例第11条第1項、別表第2及び別表第3の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る特別観覧料、観覧料及び使用料について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る特別観覧料、観覧料及び使用料については、なお従前の例による。
- 14 第18条の規定による改正後のITビジネスプラザ武蔵条例別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。
- 15 第19条の規定による改正後の金沢文芸館条例別表第2の規定は、施行日以後の納期に係る使用料について適用し、施行日前の納期に係る使用料については、なお従前の例による。
- 16 第20条の規定による改正後の金沢能楽美術館条例別表第2の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。
- 17 第21条の規定による改正後の金沢市近江町交流プラザ条例別表の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料（納入通知書を発しない使用料にあつては、施行日以後の納期に係る使用料）について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料（納入通知書を発しない使用料にあつては、施行日前の納期に係る使用料）については、なお従前の例による。
- 18 第23条の規定による改正後の金沢市芸術文化ホール条例別表第1から別表第3までの規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。
- 19 第24条の規定による改正後の金沢湯涌江戸村条例別表第2の規定は、施行日以後の納期に係る使用料について適用し、施行日前の納期に係る使用料については、なお従前の

例による。

- 20 第25条の規定による改正後の金沢学生のまち市民交流館条例別表の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第27号

子育て支援医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

子育て支援医療費助成に関する条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「小児及び児童」を「次の各号のいずれにも該当する者」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 本市に住居を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記載されている者

(2) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

第2条中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

第3条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第4条第1項中「小児の」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、「子どもの」を削り、同項を同条第2項とする。

第5条ただし書を削る。

第6条第2項中「1年」を「2年」に改め、同条第3項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 改正後の子育て支援医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成26年10月1日以後の保険診療に係る医療費について適用し、同日前の保険診療に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 新条例第4条第1項の規定による子どもに係る医療証の交付その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第28号

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成4年条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第1第2号の項中「9,400円」を「9,700円」に改め、同表第3号の項中「場合」の次に「（次号に掲げる場合を除く。）」を加え、「2,300円」を「2,400円」に改め、同項の次に次のように加える。

(4) 犬、猫等の死体の収集等を行う場合（処分を専用の炉において行う場合に限る。）	1体につき 5,600円
---	--------------

別表第2第1号の項中「945円」を「972円」に、「840円」を「864円」に改め、同表第2号の項中「168円」を「172円」に改め、同表第3号の項中「168円」を「172円」に、「84円」を「86円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の納期に係る手数料について適用し、同日前の納期に係る手数料については、なお従前の例による。

金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第29号

金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における緑のまちづくりの推進に関する条例（平成13年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条中「財団法人金沢まちづくり財団」を「公益財団法人金沢まちづくり財団」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第30号

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例の一部を改正する条例

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例（平成21年条例第4号）の一部を次のように改正する。

「 第3節 景
第3章の2
第1節 景
第2節 建
第1款
第2款
第3款

目次中「 第3節 景観重要建造物等の指定等（第21条—第26条）」を

観重要建造物等の指定等（第21条—第26条）

景観地区

観地区の決定等（第26条の2）

建築物の形態意匠等の制限

に、「第6章 雑則（第50条）」

建築物の形態意匠の制限（第26条の3・第26条の4）

工作物の形態意匠等の制限（第26条の5—第26条の13）

土地の形質の変更等の制限（第26条の14—第26条の21）」

「第6章 雑則（第50条）
を 第7章 罰則（第51条—第53条）」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(4) 景観地区 法第61条第1項の規定による景観地区をいう。

第13条に次の1項を加える。

- 2 市長は、景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者の当該行為が景観形成基準に適合するかどうかを判断するため必要があると認めるときは、当該者に対し、当該行為に関し必要な報告を求めることができる。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 景観地区

第1節 景観地区の決定等

第26条の2 市長は、法第61条第1項の規定により、都市計画に景観地区を定めようとするときは、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定は、景観地区に関する都市計画の変更について準用する。

第2節 建築物の形態意匠等の制限

第1款 建築物の形態意匠の制限

（停止命令等の手続）

第26条の3 市長は、法第64条第1項の規定により法第62条の規定に違反した建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（適用の除外）

第26条の4 法第69条第1項第5号に規定する条例で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 地下に設ける建築物

- (2) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る建築物
- (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為に係る建築物
- (4) 仮設の建築物
- (5) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられる行為に係る建築物として規則で定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として規則で定めるもの

第2款 工作物の形態意匠等の制限

(工作物の形態意匠等の制限)

第26条の5 景観地区内の工作物の形態意匠及び高さは、別表第1に定める工作物の形態意匠の制限及び高さの最高限度（以下「形態意匠等の制限」という。）に適合するものでなければならない。ただし、景観法施行令（平成16年政令第398号。以下「令」という。）第11条各号及び次に掲げる法律の規定並びにこれらの規定に基づく命令及び条例の規定で工作物又はその部分の形態意匠に係るものに基づく当該工作物又はその部分の形態意匠については、この限りでない。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第45条第2項及び第3項

(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第4項及び第5項、第6条第5項並びに第114条の7

2 市長は、美しい景観のまちづくりに寄与し、又は支障がないと認められる工作物又はその部分の形態意匠（前項ただし書に規定する工作物又はその部分の形態意匠を除く。）及び高さについて、別表第1に定める工作物の形態意匠等の制限の全部又は一部を適用しないことができる。この場合において、市長は、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(工作物の計画の認定)

第26条の6 景観地区内において工作物の建設等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定（形態意匠に係る部分に限る。）に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書を提出して市長の認定を受けなければならない。当該認定を受けた工作物の計画を変更して建設等をしようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合においては、その受理した日から30日以内に、申請に係る工作物の計画が前条の規定（形態意匠に係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて当該規定に適合するものと認めたときは、当該申請をした者に認定証を交付しなければならない。

3 市長は、前項の規定により審査をした場合において、申請に係る工作物の計画が前条の規定（形態意匠に係る部分に限る。）に適合しないものと認めたとき、又は当該申請書の記載によっては当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請をした者に交付しなければならない。

4 第2項の認定証の交付を受けた後でなければ、同項の工作物の建設等の工事（根切り工事その他の規則で定める工事を除く。第51条第2号において同じ。）は、することが

できない。

(違反工作物に対する措置)

第26条の7 市長は、第26条の5の規定に違反した工作物があるときは、建設等工事主（工作物の建設等をする者をいう。以下この款において同じ。）、「当該工作物の建設等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。以下同じ。）若しくは現場管理者又は当該工作物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該工作物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該工作物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による処分をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

3 前項の標識は、第1項の規定による処分に係る工作物又はその存する土地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による処分に係る工作物又はその存する土地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

4 第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、市長は、その者の負担において、その措置を自らい、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

5 前項の措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

(停止命令等の手続)

第26条の8 第26条の3の規定は、前条第1項の規定により第26条の5の規定に違反した工作物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該工作物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命じようとする場合について準用する。

(違反工作物の請負人に対する措置)

第26条の9 市長は、第26条の7第1項の規定による処分をした場合においては、当該処分に係る工作物の工事の請負人の氏名又は名称及び住所その他法第72条第5項の国土交通省令で定める事項を建設業法（昭和24年法律第100号）の定めるところにより当該請負人を監督する国土交通大臣又は都道府県知事に通知しなければならない。

(国又は地方公共団体の工作物に対する認定等に関する手続の特例)

第26条の10 国又は地方公共団体の工作物については、第26条の6から前条までの規定は適用せず、次項から第5項までに定めるところによる。

2 景観地区内の工作物の建設等をしようとする者が国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）である場合においては、当該国の機関等は、当該工事に着手する前に、その計画（形態意匠に係る部分に限る。）を市長に通知しなければならない。

3 市長は、前項の通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日から30日以内に、

当該通知に係る工作物の計画が第26条の5の規定（形態意匠に係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて、当該規定に適合するものと認めるときにあっては当該通知をした国の機関等に対して認定証を交付し、当該規定に適合しないものと認めるとき、又は当該規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときにあってはその旨及びその理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関等に対して交付しなければならない。

4 第2項の通知に係る工作物の建設等の工事（根切り工事その他の規則で定める工事を除く。）は、前項の認定証の交付を受けた後でなければ、することができない。

5 市長は、国又は地方公共団体の工作物が第26条の5の規定に違反すると認める場合においては、直ちに、その旨を当該工作物を管理する国の機関等に通知し、第26条の7第1項に規定する必要な措置をとるべきことを要請しなければならない。

（工事現場における認定の表示等）

第26条の11 景観地区内の工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事現場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、建設等工事主、設計者（その者の責任において、設計図書を作成した者をいう。以下同じ。）、工事施工者（工作物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。以下この款において同じ。）及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事に係る計画について第26条の6第2項又は前条第3項の規定による認定があった旨の表示をしなければならない。

2 景観地区内の工作物の建設等の工事の施工者は、当該工事に係る第26条の6第2項又は前条第3項の規定による認定を受けた計画の写しを当該工事現場に備えて置かなければならない。

（適用の除外）

第26条の12 第26条の5から前条までの規定は、次に掲げる工作物については、適用しない。

- (1) 法第19条第1項の規定により景観重要建造物として指定された工作物
- (2) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定により国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された工作物
- (3) 文化財保護法第143条第1項の伝統的建造物群保存地区内にある工作物
- (4) 第2号に掲げる工作物であったものの原形を再現する工作物で、市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの
- (5) 金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に係る工作物
- (6) 地下に設ける工作物
- (7) 仮設の工作物
- (8) 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る工作物
- (9) 建築物の存する敷地内で行う工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の規則で定める工作物に限る。）の建設等に係る工作物
- (10) 農業、林業又は漁業を営むために行う工作物の建設等（高さが1.5メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等を除く。）に係る工作物

- (11) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為に係る工作物
 - (12) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられる行為に係る工作物として規則で定めるもの
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない工作物として規則で定めるもの
- 2 景観地区に関する都市計画（景観地区における景観地区に関する都市計画以外の建築物の高さの最高限度を定める都市計画を含む。次項において同じ。）が定められ、又は変更された際現に存する工作物又は現に建設等の工事中の工作物が、第26条の5の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては、当該工作物又はその部分に対しては、同条から前条までの規定は、適用しない。
- 3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する工作物又はその部分に対しては、適用しない。
- (1) 景観地区に関する都市計画の変更前に第26条の5の規定に違反している工作物又はその部分
 - (2) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に増築、改築又は移転の工事に着手した工作物
 - (3) 景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された後に外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更の工事に着手した工作物の当該工事に係る部分
（報告及び立入検査）

第26条の13 市長は、この款の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、工作物の所有者、管理者若しくは占有者、建設等工事主、設計者若しくは工事施工者に対し、工作物の建設等に関する工事の計画若しくは施工の状況に関し報告させ、又はその職員に、工作物の存する土地若しくは工事現場に立ち入り、工作物、材料その他工作物に関する工事に関係がある物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3款 土地の形質の変更等の制限

（許可を要する行為）

第26条の14 景観地区内において、次に掲げる行為（以下「土地の形質の変更等」という。）をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為を除く。）
- (2) 木竹の伐採
- (3) 物件の堆積
（許可の基準）

第26条の15 市長は、土地の形質の変更等で別表第2に定める基準に適合するものについては、前条の許可をするものとする。

2 前条の許可には、景観地区における良好な景観を形成するため必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(国の機関等が行う土地の形質の変更等に対する許可に関する手続の特例)

第26条の16 国の機関等が行う行為については、第26条の14の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(適用の除外)

第26条の17 第26条の14から前条までの規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 令第8条第3号及び第4号に掲げる行為
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 法第31条第1項の許可に係る行為
- (4) 文化財保護法第43条第1項若しくは第125条第1項の許可に係る行為、同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
- (5) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

2 景観地区に関する都市計画が定められ、又は景観地区の区域が拡張された際当該景観地区内において既に着手している土地の形質の変更等に対しては、第26条の14から前条までの規定は、適用しない。

(報告)

第26条の18 市長は、この款の規定の施行に必要な限度において、土地の形質の変更等に係る土地、木竹その他物件の所有者、管理者若しくは占有者、工事主(土地の形質の変更等をする者をいう。)、設計者又は工事施工者(土地の形質の変更等に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。)に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(監督処分等)

第26条の19 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、景観地区における良好な景観を形成するため必要な限度において、第26条の14の許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付け、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) 第26条の14の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) 第26条の14の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
- (3) 第26条の14の許可に付けた条件に違反している者

- (4) 詐欺その他不正な手段により、第26条の14の許可を受けた者
- 2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく、当該措置を命ぜべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他規則で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 4 前項の標識は、第1項の規定による命令に係る土地に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

(処分の手続)

第26条の20 市長は、前条第1項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(立入検査)

- 第26条の21 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、第26条の19の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。
- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第31条第3項中「国の機関又は地方公共団体（以下「国の機関等」という。）」を「国の機関等」に改め、同条第5項第2号中「景観法施行令（平成16年政令第398号）」を「令」に改める。

第35条の見出し中「保存対象物」を「保存対象物等」に改め、同条第1項中「木竹を」の次に「景観地区以外の区域内にあっては」を、「保存対象物」の次に「、景観地区内にあっては景観地区保存対象物（以下「保存対象物等」という。）」を加え、同条第2項及び第3項中「保存対象物」を「保存対象物等」に改める。

第36条中「保存対象物」を「保存対象物等」に改める。

第37条の見出し中「保存対象物」を「保存対象物等」に改め、同条第1項及び第2項中「保存対象物」を「保存対象物等」に改め、同条第3項中「保存対象物」を「保存対象物等」に、「き損し」を「毀損し」に改める。

本則に次の1章を加える。

第7章 罰則

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第26条の6第1項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者
- (2) 第26条の6第4項の規定に違反して、工作物の建設等の工事をした者

- (3) 第26条の7第1項の規定による市長の命令に違反した者
- (4) 第26条の14の規定に違反した者
- (5) 第26条の19第1項の規定による市長の命令に違反した者

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、300,000円以下の罰金に処する。

- (1) 第26条の11の規定に違反して、認定があった旨の表示をせず、又は認定を受けた計画の写しを備えて置かなかった者
- (2) 第26条の13第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第26条の13第1項又は第26条の21第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (4) 第26条の15第2項の規定により許可に付けられた条件に違反した者
- (5) 第26条の18の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第53条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条（第51条第3号を除く。）に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第26条の5関係）

形態意匠の制限	1 工作物の形態意匠は、地区内の伝統的な街並みと調和するものとする。 2 工作物の基調とする色彩においては、禁止色は使用しない。
高さの最高限度	地面に設置する工作物は、道路、河川、用水、公園等の公共空間又は公共施設（以下「公共空間等」という。）から望見できる場合には、都市計画に基づく建築物の高さの最高限度以下とする。

備考 工作物の基調とする色彩の禁止色は、次のとおりとする。ただし、着色していない木、石等の自然素材の色彩は、この限りでない。

- (1) マンセル値による色相及び彩度が次に掲げるもの
 - ア R（赤）系及びYR（黄赤）系の色相で、彩度が6を超えるもの
 - イ Y（黄）系の色相で、彩度が4を超えるもの
 - ウ ア及びイ以外の色相で、彩度が2を超えるもの
- (2) 蛍光色

別表第2（第26条の15関係）

土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	土地の形質の変更後の当該土地の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和とならないこと。
木竹の伐採	木竹の伐採後の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和とならないこと。

物件の堆積	<p>1 物件の堆積後の当該物件の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和とならないこと。</p> <p>2 公共空間等から望見できる場所で行う場合には、地区内の伝統的な街並みと調和する板塀、土塀、竹垣等又は生垣で目隠しによる修景を施すこと。</p>
-------	---

附 則

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第3章の次に1章を加える改正規定（第26条の2に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 金沢市における災害に強い都市整備の推進に関する条例（平成15年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「保存対象物」を「保存対象物等」に改める。

金沢市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第31号

金沢市道路占用料条例の一部を改正する条例

金沢市道路占用料条例（昭和29年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「法第35条に規定する事業（法第39条第1項ただし書の政令で定めるものを除く。）及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第32号

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

金沢市建設発生土処理施設の管理に関する条例（平成14年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 名称 金沢市内川第1建設発生土処理施設
- (2) 位置 金沢市小原町ユ104番地4

第7条第2項中「800円」を「830円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に金沢市内川第2建設発生土処理施設に搬入した建設発生土については、なお従前の例による。

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第33号

金沢市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 処理面積 8,987ヘクタール

(3) 処理人口 430,040人

第5条を次のように改める。

（資本金への組入れ）

第5条 法第32条第2項の規定により毎事業年度生じた利益の処分として次に掲げる目的のために積み立てた積立金をそれぞれ当該目的のために使用した場合には、その使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れなければならない。

(1) 第2条に規定する事業の建設又は改良に要する資金に充てるために起こした企業債の償還

(2) 第2条に規定する事業の建設又は改良

(3) 第2条に規定する事業の建設又は改良に要する資金に充てるために一般会計又は他の特別会計から受けた長期の貸付けの償還

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第34号

金沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中トをナとし、クからテまでをケからトまでとし、キの次に次のように加える。

ク 血液内科

第5条を次のように改める。

（資本金への組入れ）

第5条 法第32条第2項の規定により毎事業年度生じた利益の処分として次に掲げる目的のために積み立てた積立金をそれぞれ当該目的のために使用した場合には、その

使用した積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れなければならない。

- (1) 病院事業の建設又は改良に要する資金に充てるために起こした企業債の償還
- (2) 病院事業の建設又は改良
- (3) 病院事業の建設又は改良に要する資金に充てるために一般会計又は他の特別会計から受けた長期の貸付けの償還

別表第1文書料(処方せんを除く。)の項中「処方せん」を「処方箋」に、「3,570円」を「3,672円」に、「1,785円」を「1,836円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「7,140円」を「7,344円」に、「2,100円」を「2,160円」に改め、同表特別施設使用料の項中「7,875円」を「8,100円」に、「6,090円」を「6,264円」に、「3,990円」を「4,104円」に改め、同表非紹介患者初診加算料の項中「1,050円」を「1,080円」に改め、同表特別長期入院料の項中「10円50銭」を「10円80銭」に改め、同表の摘要第1項中「7,875円」を「8,100円」に、「6,090円」を「6,264円」に、「3,990円」を「4,104円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項第1号の改正規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の診療又は施設利用について適用し、同日前の診療又は施設利用については、なお従前の例による。

金沢市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第35号

金沢市消防団条例の一部を改正する条例

金沢市消防団条例(平成3年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「長町1丁目(1番及び2番に限る。) 長町2丁目(1番及び2番に限る。) 高岡町(1番及び11番から22番までに限る。) 片町1丁目 片町2丁目(1番から25番までに限る。)」を「中央通町(金沢市第二消防団の区域を除く。) 長町1丁目(金沢市第二消防団の区域を除く。) 長町2丁目(金沢市第二消防団の区域を除く。) 高岡町(19番に限る。) 片町1丁目 片町2丁目」に、「香林坊2丁目 尾山町(1番及び2番に限る。) 南町」を「香林坊2丁目(金沢市第二消防団の区域を除く。)」に改める。

別表第2中「中央通町 片町2丁目(1番から25番までを除く。) 長町1丁目(1番及び2番を除く。) 長町2丁目(1番及び2番を除く。)」を「中央通町(金沢市第一消防団の区域を除く。) 長町1丁目(金沢市第一消防団の区域を除く。) 長町2丁目(金沢市第一消防団の区域を除く。)」に、「高岡町(1番及び11番から22番までを除く。) 尾山町(1番及び2番を除く。)」を「高岡町(19番を除く。) 香林坊2丁目(金沢市第一消防団の区域を除く。) 尾山町 南町」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年(2014年)3月25日 印刷
平成26年(2014年)3月25日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄